

観音寺市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観音寺市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するものとし、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等と認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第1号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団の団長、副団長、方面隊長及び分団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、観音寺市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により、市長に申請を行うものとする。

- 2 消防団長等は、協力事業所としての認定が適当と認められる事業所等について、当該事業所等の意思を確認した上で、観音寺市消防団協力事業所推薦申請書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、当該事業所等が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、消防関係法令に違反している事業所等は除くものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2人以上入団している事業所等

- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど消防団活動に協力している事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等
- (審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するか審査するものとする。

- (1) 申請又は推薦があったとき。
 - (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めるとき。
- (表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所に認定することを決定したときは、当該事業所等に表示証(様式第3号)及び観音寺市消防団協力事業所表示証交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付を受けた表示証のほか、様式第3号に定める寸法を同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

2 表示証及び前項の規定により表示するものは、次の各号に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、観音寺市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年を経過する日又は第11条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合の有効期間は、当該表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（変更の届出）

第10条 認定事業所は、名称等に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消し理由を観音寺市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書（様式第6号）で通知するものとする。

（1） 事業を廃止又は休止したとき。

（2） 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。

（3） 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

（4） その他協力事業所としての表示が適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第12条 市長は、協力事業所の意思を確認した上で、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。